

胸部コルセット(プロテクタ)代金支給申請のご案内

プロテクタの代金は、全額一時立替払いとなりますが、以下の方法にて手続きを行いますと還付の対象となりますので、お早めの手続きを行って下さい。

1. 国民健康保険・社会保険・その他組合等……70%還付受けられます。
2. 乳幼児受給者証の適用に関しましては、残りの30%が還付受けられます。
(お住まいの各市区町村によって還付方法が異なりますのでご確認下さい)

《手続き方法》

1. 国民健康保険被保険者証の方……各市区町村役場の国民健康保険課へ申請します。
2. 社会保険・その他組合の方……勤務先の総務課・保険担当者・保険組合・協会けんぽなどへ申請します。

申請時に『療養費支給申請書』が必要となります。『療養費申請書』は勤務先の総務課・保険組合・社会保険事務所(日本年金機構)にございますので1部取り寄せて頂き、必要事項をご記入の上、他の書類と一緒に提出して下さい。

3. 乳幼児受給者証をお持ちの方は上記の申請を行った後(証明書と領収書はコピー)乳幼児受給者証を発行した保健福祉センター(保険所等)へ同様の申請を行い残りの還付を受けて下さい。

《申請に必要な書類・持参するもの》

1. 装具装着証明書(担当医師に記入を頂いて下さい)
2. 装具の領収書(弊社発行のもの)
3. 各健康保険証
4. 乳幼児受給者証(該当者のみ)
5. 印鑑(認印)
6. 振込先金融機関名・口座番号及び名義人名(口座振込みになります)

★ 注意 ★
領収書・意見書(証明書)には期限があります。一年以上経過致しますと還付(払い戻し)が受けられなくなりますのでご注意ください。

領収書の再発行は厚生省の通達により禁じられていますので、乳幼児課に申請の場合は、証明書にサイン・捺印をもらいましたら、各一部づつコピーを取り、社会保険、国民健康保険課等には原本を提出し、乳幼児課はコピーで対応できますので申請手続きをして還付を受けて頂けます様お願い致します。